

2019年（令和元年）10月25日の判例ゼミ発表を終えて

栗田英一

最近、判例ゼミでは米国の裁判例が取り上げられていないこともあって、フェアユースに関する最近の米国の裁判例を課題として選択しました。

地方裁判所の判決と、控訴裁判所の判決が、真逆の内容及び結論でしたので、ゼミ生の間で、もう少し意見が分かれて活発な議論ができるかと期待していたところもありましたが、予想どおりというべきか、ゼミ生の皆さんは、控訴裁判所の判決を支持する見解を述べておられました。

他方で、地方裁判所の判決が原告敗訴（フェアユースの成立）の結論に傾いた理由として、原告が画像共有サイトに本件写真を投稿したことが影響したのかもしれないとの上沼先生の御指摘は、フェアユースの有無の判断要素について考える上において興味深いものでした。

今回の発表では、地方裁判所及び控訴裁判所の2件の判決を私のほうで和訳して臨みました。発表に際しては、石新先生が、私のつたない和訳に対して的確な修正を御指摘下さり、また、ソニーベータマックス最高裁判決に到る裏側に迫った文献やフェアユースに関する最高裁判所の判断の変遷を御紹介下さるなどして、フェアユースに関する理解を深めてくださいました。

さらに、奥邨先生は、フェアユースの第1要素に関する「トランスフォーマティブ」の本質、とりわけ、内容面でのトランスフォームの有無と、トランスフォーマティブな目的の有無とに区分した、4分類の図解を使った御説明をしてくださり、私としては、これまで漠然としていたトランスフォーマティブに関する思考が整理され、まさに目から鱗が落ちた思いをしました。

上記の三先生の御尽力により、本件事案そのもの、ひいては米国のフェアユースに対する理解を更に深めることができました。

今回の発表で、ゼミ発表の課題候補に上げられていた2019年3月の「マッシュアップ」に関する米国地方裁判所の判決にも若干言及しました。こちらはフェアユースを認定した事案ですが、時間の関係や私の力不足で踏み込んだ発表が出来なかったことが悔やまれます。今後の課題としたいと思います。

今回の発表を通じて、米国のフェアユースに対する興味が更に増してきましたので、折に触れて、今後も米国裁判例の動向を注視していきたいと思えます。

以上